

離婚届 (裁判) の書き方とご注意

夫の氏を称して婚姻した夫婦の調停離婚が成立し、申立人の妻から届出があった場合

離婚届

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

届出の日を記載してください。

令和 ○年 △月 □日届出

富山県高岡市長 殿

日本人の方は和暦で記載してください。

同時に住所や世帯が変わる場合は、住民異動届が必要です。

調書等で日付を確認のうえ記載してください。

未成年の子どもがいる場合は、調書等に親権者が記載されています。どちらが親権を行うのか、子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。親権者を定めても、子どもの戸籍に変動はありません。子どもを離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、入籍届(家庭裁判所の許可を得たあと)が必要です。

届出人は、裁判の申立人です。申立人が、10日以内に届出しないときは、相手方からも届出できます。必ず本人が自署してください。押印は任意です。

(1) 氏名	夫 二上 大地	妻 二上 翠
生年月日	55年 10月 13日	58年 1月 3日
住所	富山県高岡市広小路 7番地 50号	富山県高岡市本丸町 1番地 1-101号
本籍	富山県 高岡市 広小路 1500番地 5	
父母及び養父母の氏名	夫の父 二上 弘 母 二上 紀子	妻の父 万葉 昇 母 万葉美知子
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 令和○年 △月 ◇日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる (よみかた) まんぼう みどり 富山県高岡市本丸町 1番地 万葉 翠	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 二上直人 二上尚子 妻が親権を行う子	
同居の期間	平成25年 1月 から 令和元年 6月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	富山県高岡市広小路 7番地 50号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・副工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国営職員の年々雇 年一の4月1日から明年3月31日までに届出をするとだけ書いてください)	
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名	夫	妻 二上 翠
事件簿番号		

調停の成立又は裁判等の確定日から10日以内に届出してください。

《持参していただくもの》

- 離婚届
- 調停、和解又は認諾離婚の場合…調停、和解又は認諾調書の謄本
審判又は判決離婚の場合…審判書又は判決書の謄本及び確定証明書
- マイナンバーカード ※お持ちの方で、氏や住所が変更になる方

《注意事項》

※添付書類不足、未記入、誤記等により、受理できないことがありますので、ご了承ください。

署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番 号	番地 番 号
本籍	番地 番	番地 番

証人は不要です。

該当するところに☑し、本籍・筆頭者氏名を記入してください。

- ・もとの戸籍に戻る場合
 - ▶婚姻前の本籍地を記入してください。
 - ▶婚姻前の氏(旧姓)にもどります。
 - ※もとの戸籍が除籍となっている場合、もどることはできないので、「☑新しい戸籍をつくる」にしてください。
- ・新しい戸籍をつくる場合
 - ▶実在する町名・地番を記入してください。
 - ▶筆頭者の氏名は、婚姻前の氏名(旧姓)です。
- ・離婚後も、婚姻中の氏を続けて称する場合
 - ▶何も記入しないでください。
 - ※離婚届の他に、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

日中連絡のとれる電話番号を記載してください。

届出人の連絡先
夫
妻 0905678△△△△

高岡市役所市民課
〒933-8601 高岡市広小路7番50号
TEL: 0766-20-1336

添付書類不足、未記入などにより受理できないことがありますので、ご了承ください。